

雇用保険法

第 4 日目 「特定理由離職者」と「特定受給資格者」 1

第 4 日目 「特定理由離職者」と「特定受給資格者」

第 4 日目は、「特定理由離職者」と「特定受給資格者」に関する内容です。
雇用保険法は、似通っている用語が多く、中途半端に覚えてしまうと混乱をきたします。
優先順位の高い用語に関しては、しっかりと内容を理解して、用語も丁寧に覚えることが必要です。

今回は、「特定理由離職者」と「特定受給資格者」です。

「特例受給資格者」は、特例一時金を受けることができる資格者なので、内容は全く異なります。

「特定」とあるように、「特別に定めた」者に対する給付です。

要件は、下記のように「特定」されています。

特定理由離職者	特定受給資格者
①労働契約の期間満了、かつ、更新のない離職者	倒産・解雇により失業した受給資格者
② <u>正当な理由のある自己都合</u> による離職者	

「特定理由離職者」と「特定受給資格者」に関しては、上記をしっかりと覚えます。

「特定理由離職者」は、2つ。

①「パートで期間満了、更新なし。」と②「正当な理由のある自己都合」

正当な理由とは、健康上の問題や妊娠、育児等客観的にやめるに際して致し方ないような場合です。

「正当な理由」の内容も多くの項目がありますが、健康上による自己都合＝「特定理由離職者」と押さえていきます。

「特定受給資格者」とは、倒産及び解雇。

次に、

「特定理由離職者」と「特定受給資格者」に関する算定対象期間と必要な被保険者期間、及び所定給付日数を押さえていきます。

原則	「特定理由離職者」「特定受給資格者」
算定対象期間…原則2年間	算定対象期間…原則1年間
必要な被保険者期間…12か月以上	必要な被保険者期間…6か月以上
待期間…失業している日が通算7日	
給付制限…待期間満了後1か月以上3か月以内の間で公共職業安定所長の定める期間（3か月）	給付制限…なし

■原則の場合

算定基礎期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

■「特定理由離職者」「特定受給資格者」

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	
30歳以上 ～ 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 ～ 45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上 ～ 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 ～ 65歳未満		150日	180日	210日	240日

最後に「正当な理由のない自己都合」と「正当な理由のある自己都合」の違いは、

正当な理由のない自己都合	正当な理由のある自己都合
一般的な転職 (仕事が合わない。人間関係が嫌だ。 違う仕事がしたい。等々)	<ul style="list-style-type: none">健康上の問題妊娠、出産、育児等による離職一定の理由による通勤不可の場合親の死亡等の場合 等々

下記、所定給付日数の覚え方を記載しています。

<https://sharoushi24.jimdo.com/%E7%A4%BE%E5%8A%B4%E5%A3%AB-%E5%90%88%E6%A0%BC%E3%83%96%E3%83%AD%E3%82%B0/%E9%9B%87%E7%94%A8%E4%BF%9D%E9%99%BA%E6%B3%95/>